

第2表 項目別歳入指数の年度別推移

項目	年度								
	1924年度	1925年度	1926年度	1927年度	1928年度	1929年度	1930年度	1931年度	1932年度
市税	59	100	107	141	162	191	188	164	170
財産収入	45	100	88	115	136	127	166	449	779
補助金交付金及び下渡金	54	100	114	155	159	252	390	175	439
使用料及び手数料	77	100	144	202	237	271	282	294	305
市税外収入	120	100	241	188	100	97	248	169	173
市債	12	100	25	86	12	148	77	84	87
合計	47	100	94	128	85	162	159	138	150

1) 市税外収入中には毎年度繰越金を算入してある

2) 1925年度を100とする

3) 「昭和12年度川崎市財政概要」『川崎市史』から作成

第3表 項目別歳出指数の年度別推移

項目	年度								
	1924年度	1925年度	1926年度	1927年度	1928年度	1929年度	1930年度	1931年度	1932年度
教育費	53	100	77	133	106	179	107	103	163
土木費	28	100	250	174	56	114	177	75	120
衛生費	18	100	61	44	51	94	138	74	95
産業費	110	100	102	110	108	296	280	328	339
社会事業費	41	100	214	44	50	258	226	266	489
都市計画費	—	—	—	—	100	73	107	116	106
公債費	86	100	151	672	264	536	574	785	449
その他諸費	46	100	150	227	168	138	142	127	113
合計	46	100	111	155	100	165	173	154	163

1) 衛生費中には上水道費を含む

2) 産業費中には工業用水道費を含む

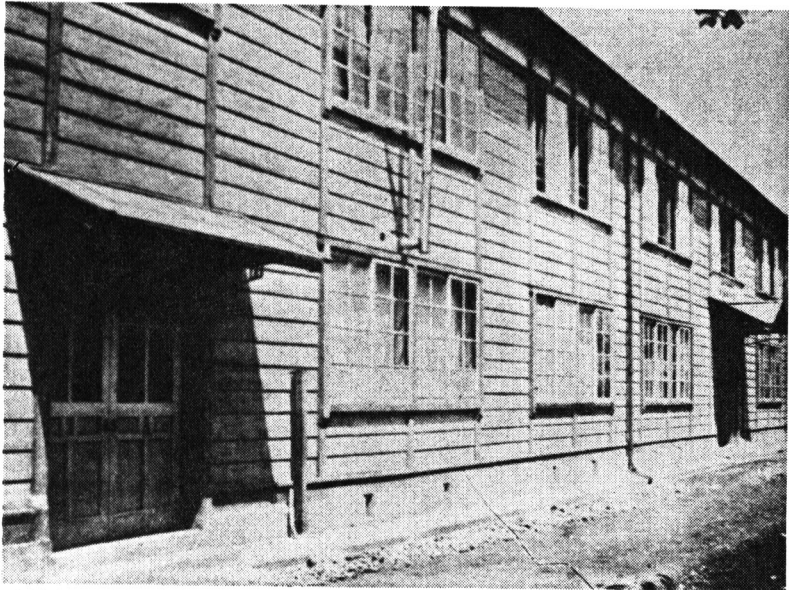
3) 社会事業費中には住宅費・質屋費を含む

4) 1931年度の公債費が激増しているのは低利債借替えを行ったことによる

5) 1925年度を100とする、ただし都市計画費は1928年度を100とする

6) 「昭和12年度川崎市財政概要」『川崎市史』から作成

京横浜両市ト其ノ実情ヲ同フス」と、川崎市の地理的条件も失業問題をいっそう緊迫化させていることをあげていた。こうして、川崎市は、一九二九年以来失業対策事業を起工し、その対策をすすめてきたが、一九三一年十二月に、失業者救済事業部を設置し、失業救済臨時委員十一名の任命も行った。しかし、市独自では、とうてい新規事業を起すことは困難であった。この窮状について、意見書は「失業者ノ



失業者や生活困窮者が宿泊等に利用した川崎社会館 『川崎市勢要覧』昭和5年版から

救済ヲ目的トスル事業ヲ見ルニ、財政緊縮整理節約ノ折柄県市共ニ全ク数フルモノナク、冬季ニ向ヒ失業者ノ増加ニ伴ヒ生活困難ノ極ニ至レバ如何ナル情勢ヲ招致スルヤモ計リ難キ」と述べ、失業者の増大と財政難の板ばさみを訴えていた（『川崎市史』）。

このために、恐慌下の川崎市の財政は弾力性を失っているのがめだっている。いま、歳出の動向をみると、一九二五（大正十四）年を基準にして恐慌下の財政指数は歳出全体で五〇から六〇^割ぐらい伸びたことになっているが、その原因は公債費の急増によるもので、財政は硬直化していた。なかでも一九二七年、二八年と落ち込んだ社会事業費が大幅に増加し、一九三二年は五倍の急増となった。これは生活困窮者が激増したため、これにともなう救護費の支出が増加したためである。また、産業費とともに、公債費の増加も非常に大きい。これは特別会計上水道費の事業起債が含まれている関係によるという。

他方、歳入についてみると、市税収入はほとんど横ばい状態で、一九二九年度より不況を反映して下回っている。しかも、この年十二月には、不況のあおりで営業不振におちいった市内の料

理飲食店組合が、市税の五割軽減の陳情を市に行っていたほどである。このように当時の税収入は不況と市民生活の沈滞を反映して悪化の一路をたどっていた（『川崎市史』）。

県民の生活困窮、社会不安と市町村財政の悪化は川崎の場合だけでなく、いたるところでみられた。たとえば、金融恐慌以来の経済不況の波のなかで、農村部の困窮と農民の苦境を訴え、一九二九年人件費の低減と地租付加税の整理を求めた高橋勘之丞の浜口首相あての請願書は、この当時の農民の窮状を代弁していた（『茅ヶ崎市史』2資料編）。高橋は、寒川町出身で、民政党の山宮藤吉のもとで政治運動に参加し、村会議員、町会議員をつとめた人物である。その高橋は、請願書のなかで、神奈川県下の農民が「大震災の惨害の傷あまりに大きくなって瘡未だ癒え」ないなかで、負債が「二億円に上り利息の支払に窮し覚束なき前途を辛じて生活し居る」と切実に訴え、地租付加税の整理を請願していた。恐慌と不況の爪跡は、県民各層の生活のなかに、ますますふかく喰いこんでいたのである。

第二節 不況下の普通選挙の実施

一 普選による総選挙と県民

普選と「善 金融恐慌後の不況の嵐が吹き荒れている一九二八（昭和三）年は衆議院議員選挙法改正（一九二五年五月五日公布）によるいわゆる普通選挙法とそれに基づく府県制の改正により二つ普通選挙が行われた年でもある。「第一回普選」と呼ばれている衆議院議員選挙が行われたのが、この年の二月二十日であり、六月十日に県会議員選挙が行われた。

神奈川県をはじめ東京・千葉・埼玉の関東四府県だけは、他府県ですでに前年普選による府県会議員選挙が終了していたのにたいして、普選の実施が総選挙が先で府県会議員選挙が後にまわることになった。それというのも、一九二三（大正十二）年九月二十五日の府県会議員統一選挙を前にして関東大震災がひきおこされ、被災府県の選挙が翌年に延期になったからで、その事情がもちこまれてきたからである。

ところで、普選は、財産を資格要件として納税額による選挙権の制限を撤廃し、一定の留保をくわえながらも、無産者大衆も選挙権を行使することができるようになったことを意味している。要するに、民衆が選挙という政治の舞台に登場することになったのである。したがって、普選は、既成の政治勢力、政党の政治地図をぬりかえ、政治秩序を変えていくという新しい政治状況が生じる可能性をみせていた。しかも、金融恐慌後の社会不安や民衆の生活の窮乏化が進んでいるので、普選の施行

により、政治の世界も大きくかわっていくことが予想された。

そこでいきおい、普選による総選挙に関心が集まっていた。たとえば、『横浜貿易新報』は、総選挙の直前から当日にかけて選挙に関する三つの社説と与謝野晶子の「一票の威力」という論説を掲げた。まず、同紙は「悪政より善政へ」という見出しで、大正時代の普選運動史で政友会が運動の推進者に迫害をおよぼし運動そのものを妨害して、「普選実行に対して幾多の汚点を残し、国民の要求を蹂躪したる歴史」をもっている、政友会を徹底的に攻撃しながら、「普選制定の実行者であった憲政会即ち民政党の普選に対する功労に就いて、国民は、充分其の功労を空しうせざる様慎重に心懸くべきである」と、民政党系にたつ新聞らしく、民政党をもちあげる論をはった。そして、社説は、田中内閣を「権力万能」で国民を抑圧する政府であり、「民意に合せず民情に合せず民論に合せざる」と糾弾し、立憲政治下において「善政政治」をうちたてていくことが普選における「国民の重大任務」であると訴えていた（『横浜貿易新報』昭和三年二月十七日付）。

政府ならびに政友会にたいして明確に対抗の旗幟を鮮明にしながら、さらに、翌日の社説で、「棄権せぬこと」というテーマの論陣をはった。これは、選挙にたいする有権者の自覚をうながしたものである。ここでは、イタリア首相のムッソリーニが普通選挙法を白眼視し、さらにファシズム独裁政治家として「議會否認政治」をしくにいたったこと、また、それを許容したイタリアの轡をふまないように啓蒙していくことに力こぶをいれていた。それは、国内の資源が貧弱で、国民生活が苦しく、国民の自覚を欠いている点で、日本がイタリアとほぼ共通しているとみていたからである。そして、こう論じていた（『横浜貿易新報』昭和三年二月十八日付）。

選挙を他人事のやうに心得てゐると知らぬ間に政治が取引化し、邪道がはびこって正道が引込むのである。その結果は無論悪立法となり重税となつて国民の生活を威圧するのは、敢て多言を要せぬ所である。……国家を愛するなら、更に又自己を愛するならば其手に持てる権



「是非見事な花を咲かして貰ひたい」と題する
第1回普選のカット

『横浜貿易新報』 昭和3年2月20日付

利を正しく有効に行使すべきである。棄権は普選の道徳的違反である。

『横浜貿易新報』はたしかに政友会を積極的に攻撃しながら、もう一方で、新有権者を含めて選挙民の投票のもつ重みについての自覚をもつよう強調していた。かの詩人と謝野晶子も、また、「一票の威力」(『横浜貿易新報』昭和三年二月十九日付)のなかで、「日本政治を左右する威力」は、普選によってまさしく国民の手に移っていること、したがって、「威力あり効果ある一票」として行使することを強く要望していた。与謝野は、恐慌という「内臓の難病」を克服するためには国民全体の実生活に即して緊縮政策をとらなければならないという立場に立ち、選挙権のない婦人たちと二十五歳以下の青年たちに希望の灯をもたらしよう、有権者の一票が「一国の政治を改造」に導いていくよう説いて

県民の普選観

まっていた。

この光景の一端について新聞は、「政策批判の花が咲く露路から裏長屋迄普選が齎した公民教育」という見出しで、街のさまざまな声を報じていた(『横浜貿易新報』昭和三年二月十八日付)。

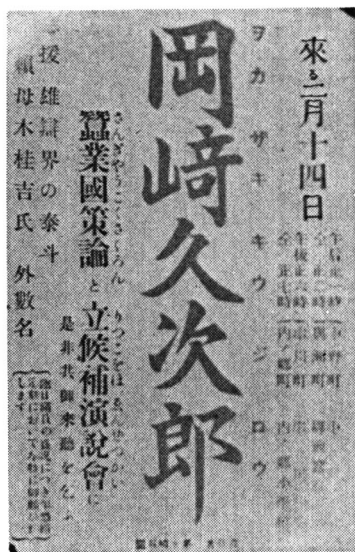
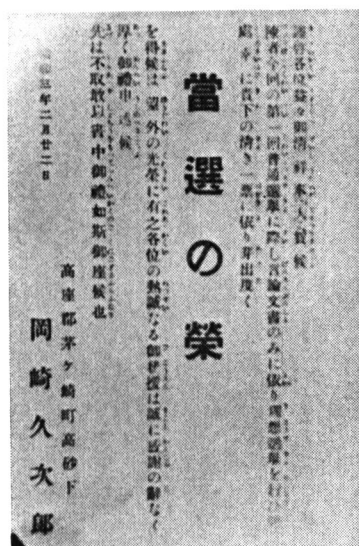
「何れの弁士も仲々うまいことを云ふので、実は聊か判断に迷う」「俺には奥深いことは分らないから只虫の好く人に投票

「昭和の新政」を運命づける普選の黎明、「誤らざる一票は国利民福の基礎」と新聞紙上で報じられるにつれ、県下各選挙区の立候補者たちの白熱した運動とあいまって、有権者の普選にたいする関心も、またたか

する」。このような関心のもちかたは、物見遊山タイプである。そうかと思うと、「清き一票を投ぜよと云ふも其日暮しの我輩等には尊い一日を休んで行くことも出来ぬ、理想の選挙を行はんとするなら少しでもいゝから日当を払ったらよからう」という声もでていた。当時の経済不況のもとで、生活にあえぐ新有権者の切実な願望であるし、またソロバンはじきでもある。計算タイプといってよからう。

普選にたいするこのような関心の寄せかたも、また、選挙に積極的な姿勢を示している証拠のあらわれである。と同時に、さらに、候補者の選挙活動にふかくたちいって関心をもつ人びとも輩出していた。「けふの演説は内容が誠に貧弱だ」「演説は下手でも筋道が通って居る」「演説の上手はさて置いて熱のある誠の人でなければならぬ」「某氏の演説は大演説で敬服の外はない」「一意国事に尽瘁する人でなければ駄目だ」「いくら物知りでも弁論家でなければ議政壇上に立って充分の意見を吐露する事が出来ない」。このような見解は、まさに、普選の施行をきっかけとする新有権者の政治関心のたかさをものがたるものであった。こうした選挙への盛り上がりのムードのなかで、この記事を書いた記者が述べているように「政党の何派を問わず第一人格者にして真に社会の事情に精通し誠ある弁論の勇者」に投票しなければならないという空気も流れていたようである。

また、このような総選挙の雰囲気は、各候補者の言論戦、文書合戦、ポスターの貼付という演出で、いやがうえにも盛り上がっていた。たとえば、横浜市では、ポスターは、市内の表通りにはもちろんのこと、あらゆる裏路地の隅ずみにいたるまで貼りだされていたありさまである。戸塚付近では庭の植込みにまでポスターが貼られたという。そして各党派の言論戦も、二月十六、十七日を頂点にして白熱化し、各警察署は棄権防止につとめながら、署員を総動員したうえで、なお助動者の応援を求め、各停車場および市内の十字路の要所で、選挙違反を取り締まるために不眠不休の目を光らせなければならなかったとい



民政党から立候補し当選した茅ヶ崎町出身の岡崎久次郎の演説会案内(右)と
当選礼状ハガキ(左) 津久井郡郷土資料館蔵

う。
とにかく、総有権者のうち、新有権者が六〇割をこえているから、選挙運動は壮絶であった。だから、この選挙でいわゆる政戦が白熱化し、第三区の中郡の平塚・大磯方面では、どの候補者も応援弁士が不足して困りはたてたようである。そこで各選挙事務所は、なんらかの肩書がある人を探しまわり、弁士がみつかったとしても、聴衆の耳が肥え、そのために、弁士もなかなか骨が折れ、弁士自身が批評される始末であったという(『横浜貿易新報』昭和三年二月十八日付)。この現象も、また、普選による選挙の一つの風景である。

普選は、さらに、政党配置の地図をぬりかえていく可能性をみせていた。たとえば、第二区の柿生村(現在 川崎市)、二俣川村(現在 横浜市)の附近は、これまで政友会派の金城湯池であったといわれたが、民政党派の進出がいちじるしく、今回は、「自由の立場」を有する新有権者の勢力がどう動くかで大勢は決するという予断を許さない状態となっていた。ここでは、民政党的小野重行、政友会派の赤尾藤吉郎・川口義久と社会民衆党片山哲がしのぎをけずる運動を展開し、なかでも民政党派は政友会派の牙城をつきくずしながら

五分五分の形勢をつくりだそうとやっきになっていたが、「各派とも取らぬ狸の皮算用さへ満足に出来ぬが現状」であると伝えられていたほどである（『横浜貿易新報』昭和三年二月十八日付）。このような状況は、また、それだけ、新有権者が選挙に関心を寄せていたことをものごとがたっている。

第一回普選の結果

第一回の普選による総選挙の投票日を前にして、池田県知事は、県民全部が投票することを信じて、というまえおきで、「正当なる権利」を正しく行使することを強調しながら、「雄々しく勇敢に正しく投票」することを希望していた。また、有吉横浜市長は、それぞれの有権者が「世界の舞台」に立って「日本国民が立憲政治に対して深く理解ある処を表示」する気がまえで、「自己の良心の命ずる処を自由に公正」に行動することを要請していた（『横浜貿易新報』昭和三年二月十九日付）。この二人の談話は、県当局が市部四〇ないし五〇割、郡部が約二五割の棄権率を予想し、県民の政治意識、政治的自覚をはかるバロメーターとして、いかに棄権を防止するか、やっきになっていたからでもある。

ところで、投票日の二月二十日、『横浜貿易新報』は、「総ては一票から出発する、巨嶽と雖も一握の砂から成るやうに、その一票が重要な一部を為す」と報じ、どのような「誘導、圧迫」があるともこれを排除すること、投票についての注意をうながしながら「独り残らず投票所へ……」と棄権の防止をうたったえていた。その結果、この日カラツと晴れあがったこともあって、県下全体の投票率は約七四割となり好成績をおさめることができた。もっとも棄権率が高いのではないかと予想されていた第一区の横浜市でもほぼ三五割にとどまり、第二区が約二二割、第三区がおよそ一八割という棄権率で、これこそは「普選の劈頭に於ける喜ぶ可き現象」であるとみなされた（『横浜貿易新報』昭和三年二月二十一日付）。

選挙の結果は、一区が戸井嘉作（民政）、三宅磐（民政）、磯野庸幸（政友）、二区では小野重行（民政）、小泉又次郎（民政）、赤尾藤吉郎（政友）、川口義久（政友）、三区は鈴木英雄（政友）、岡崎久次郎（民政）、胎中楠右衛門（政友）、平川松太郎（民政）

が当選した。二区から立候補した無産政党史の社会民衆党の片山哲は落選した。この選挙で一区から三区をつうじて民政党が六議席をしめたのにたいして、与党の政友会が五議席にとどまってしまった。その内訳をみると、第四表に示したように二、三区で両党は半数ずつの当選者をだしたのにたいして、一区では民政党が政友会をおさえ、得票数においても、一、二区では民政党が政友会を引き離し、とくに一区では約二・七倍の票を獲得していた。また、県東部が民政党史系に有利な地盤をつくりあげたのにたいして、湘南・湘北から西湘にかけては、民政党史系の進出がみられたといふものの、一、二区にくらべて政友会の基盤が強いという違いをみせていた。

民政党が第一回の普選で政友会を一步リードしたことは、このとき政友会側にたつ警察の干渉が強かっただけに人びとの目をひいた。というのは、当時、神奈川県警察部長は、鈴木喜三郎によってすえられた鯉沼敵であった。この鯉沼は、横浜に島田三郎亡きあと戸井嘉作や三宅磐など民政党史の有力者がおり、また横須賀には、のち閣僚となった大物議員小泉又次郎がひか

第四表 第四十六回総選挙 昭和三年二月二十日

選挙区	選挙区内訳		立憲政友会		立憲民政党		実業同志会		革新党		無産政党史		中立・其他		合計		有権者総数	
	得票数	当落	得票数	当落	得票数	当落	得票数	当落	得票数	当落	得票数	当落	得票数	当落	得票数	当落		
一	横浜	一	一三、五〇	一	三六、七二	二	一九、二六	二	三、九六	一	七三、五六	三三	一三、四六					一三三、四六〇
二	横須賀市、川崎、久良岐、橘樹、都筑、三浦、鎌倉	二	三四、六二	二	二八、一五	二	五、八四	一	八、三五	一	六六、九三	四二	八六、三三					八六、三三〇
三	高座、中、足柄上、足柄下、愛甲、津久井	三	四九、一三	二	二六、一六	二	三、五三	一			六、八三	四三	六六、一三					六六、一三〇
合計			八七、四六	五二	九一、〇四	六	三、五三	一			二五、一〇	三	一一、五五	三	三三、八三	二八	二九五、八六	

遠山茂樹・安達淑子『近代日本政治史必携』から

えていて、優勢を示している民政党を牽制するために、まえの年八月、山手警察署長西坂勝人を抜擢して刑事課長に任命し、枢要ポジションにもそれぞれ政友会系をすえ、強力な鯉沼・西坂ラインをきざっていた。そして、この体制下で選挙違反の取締りをすすめたのである。それは、西坂刑事課長みずからが、「内閣がかわれれば、どうせ自分も辞めさせられるのだからという気があるから、随分、思い切ったこともやった」と述懐しているほど政友会に偏した荒療治であったという（『神奈川県警察史』中巻）。

こうみてくると、第一回の普選にたいする県民の政治的自覚はかなりたかいことを示していたといえる。しかも、一区で岡崎憲（社会民衆党）と神道寛次（労農党）があわせて一万九千二百六十四票を獲得したことも、かりに「両者協定成れば優に当選圏内」にはいっていたといううらみは残るが（『横浜貿易新報』昭和三年二月二十二日付）、「普選大衆の進出」として、これまでの総選挙にみられなかった一つの流れをみせていた。このことは、二区の片山哲が、五千八百四十一票をえたことにもつながってこよう。

二 県会議員選挙の動向

普選による 総選挙から数えてほぼ三か月半の後の六月十日、普選による県会議員選挙が行われた。総選挙と同じよう
県議選の動向 に、投票日を前にして選挙戦のゆくえは予測をゆるさない形勢となっていた。たとえば、定員十五名に三十

四名が立候補した横浜市の場合、総選挙と同じように言論戦中心の運動がくりひろげられ、約二週間にわたって全市で千回以上の演説会が開かれ、「演説責めの市民」といわれるほどの様相を呈していた（『横浜市史』第五巻下）。

第1章 昭和恐慌前後の県政

第5表 県会議員立候補者郡市別・政派別一覧表

郡市別	政友	民政	無産	中立	計
横浜市(定員15名)	8	11	11	4	34
横須賀市(同 2名)	1	2	1	1	5
川崎市(同 2名)	1	1	2	1	5
久良岐郡(同 1名)	1	1	—	—	2
橘樹郡(同 1名)	1	1	—	1	3
都筑郡(同 1名)	1	1	—	—	2
三浦郡(同 3名)	1	3	1	1	6
鎌倉郡(同 2名)	1	1	—	—	2
高座郡(同 4名)	3	4	—	—	7
中郡(同 4名)	3	3	2	—	8
足柄上郡(同 1名)	1	1	—	1	3
足柄下郡(同 3名)	3	2	—	—	5
愛甲郡(同 1名)	1	—	—	1	2
津久井郡(同 1名)	2	1	—	—	3
合計(定員41名)	28	32	17	10	87

『横浜貿易新報』昭和3年6月10日付から

新しい有権者を相手にどの選挙区でも言論戦、文書戦が各候補者の運動のタテマエとなっていたことは事実である。そのため、言論戦は、どこもかしこも投票一日前ともなると、しのぎを削る、火のゆるようなたかまりをみせていた。川崎市では、民政党総務松田源治が自派の候補の応援のためにかけつけ、日労党の候補には麻生久がかけつけ、各政派いりみだれて、それこそ「言論の燎火」をあげたといわれるほど時間ぎりぎりまで論戦を展開していた。このような言論戦は、それこそどの選挙区でもみられ、そのために川崎方面では「最後の五分が勝敗の決勝」であるといわれ、横須賀市中部あたりでは、各候補

が一喜一憂、まったく予測、予断を許さない形勢と伝えられていた(『横浜貿易新報』昭和三年六月十日付)。

また、県西の足柄上郡の松田・山北方面、足柄下郡の小田原・国府津あたりでは、県の東部と色彩を異にして「旧式選挙」の影をまとって地盤協定を試みたり、地盤割りのうえにたちながら切り崩し作戦をとっていたようである。なかでも、足柄下郡では普選の世であるということで「改新」をさげび、「真に徹底して下郡に選挙新時代」がくるという空気が流れていたところ、三つの議席をめぐる政友党派三、民政党派二の五人の候補の勢力が伯仲し、その苦しさから、「一派が潜航戦」にできればこれに対抗する動きがあらわれるという運動に逆もどりしてしまった。この状態に「有権者も苦笑し乍ら止むを得ない」と黙認するありさまであ

ったという。そのために、言論がどの程度にまで功を奏するか、各候補者の勢力範囲が明確であるだけにかえって予断を許さなくなつたようである。他方、一つの議席をめぐる三巴戦^{ども}を展開している松田・山北方面では、とくに、政友会、民政党の二人の候補者の選挙事務所が、戸別訪問などの取締りが厳重をきわめているので、双方の票田に侵入してそれぞれ効果をあげ「雁行の形勢」にあるので、これまたかえって予想もつかなくなっていた（『横浜貿易新報』昭和三年六月十日付）。

このように、言論戦、文書戦を主要な手段としてしながらも、伝統的な票取り合戦もからみ、有権者のなかには「選挙に恐怖の念」をいだく者もあらわれていたようである。それほどまでに、県議員選挙は混沌たる様相を呈していたといえよう。

政党競合と選挙干渉 県会議員選挙の運動の過程で一つ問題になっていたのは、政友会派にたつての県警察部の選挙干渉が総選挙と同じように熾烈^{しれつ}をきわめたことである。そこで、民政党本部では、元神奈川警察部長蔵原敏捷を干渉

監視員として神奈川県に急拠派遣するというありさまであった。

事実投票日をひかえて、県下各選挙区における選挙違反は四百件ちかくにのぼり、民政党・無産政党系などの運動を妨害するために、運動員の一時留置の人員は千数百人にのぼつたという。そこで『横浜貿易新報』などの記者団がこの干渉弾圧をめぐって池田知事に質問したいきさつもある（『横浜貿易新報』昭和三年六月十日付）。以下は、その一問一答の一節である。

問 干渉弾圧の声が甚敷い、それに数百の違反が全部、民政無産に在って政友にないといふのは、干渉を裏書きするものではないか
答 そんな事はない、いつも言ふやうに選挙は厳正公平だ

問 しかし、われ／＼第三者からみて確かに猛烈に干渉してゐると認める、久良郡などは、あの小郡で民政党の運動員その他の引張られ
たもの三百五十名に達してゐるといふではないか

答 そんな事はあるまい、聞いて居な

問 或警部が、部下から違反の報告があつたのに対して（それは政友会か、ヘマをやると首になるぞ）と命令してゐるのを聞いた新聞記者

があるが、これは何う考へるか

答 それは、だれでもへマをやったら首になるだろう

だいたいこんな調子のやりとりである。記者団のたたみかける短刀直入の質問に、答は平行線をたどっていたが、選挙干渉の真相はそうとう深刻であつたらしい。それだけに投票日の『横浜貿易新報』（昭和三年六月十日）は、「県会議員選挙」という見出しの論説で、候補の「人々の人格が、如何なるものであるかを先づ鑑別し、然る後更に其人々の政治的主張の如何なるものであるか、又其人々が議員当選後に於ける政治的操守に於て、果して県民の期待を裏切るが如きこと無きや否や」等々についても慎重な考慮をほらわなければならぬことを強調していた。そして、県会議員としての適格者は、つねに、「県民全体の公正なる福利を増進」することを信念としてもち、奮闘する「強き善人」であること、いいかえれば、正義、公益、真理、立憲のためにつくす「勇敢なる勇士」でなければならぬと主張していた。

ところで、投票の結果をみると、まず目につくのは、総選挙にくらべて棄権率が高いへん高かつたことである。有権者は、名簿確定では二十八万三千二百三十二人、そのうち死亡その他の失格で五千八百二十七人で、無投票の鎌倉郡をのぞくと六月十日現在の有権者数は二十六万三千九百五十三人で、このうち投票者数は十六万六千二百一人、棄権者は九万七千七百五十二人のほり、棄権率は三七・一割にのぼっていた。なかでも、横浜市の場合は、投票総数五万五千七百二十四票のうち棄権率は四六・九割にのぼり、かつてみたことのない不成績に終始した『横浜貿易新報』昭和三年六月十一日付。

棄権率が高かつたのは、ひとり横浜市・神奈川県だけではなかつた。東京の市部において四七・七割、東京の郡部でも三五・三割をしめていた。こうして、とくに都市部における「府県政」にたいする有権者の「冷淡」さが問題になってきた。そのもっとも大きな理由は、『横浜貿易新報』（昭和三年六月十二日）の論説「見よ此棄権率、責任は何処に」がとりあげているよ

うに、「中央政治における政争の余弊が次第に地方に浸潤し、地方自治政治が矢張り政争の渦中に投ぜらるゝ悲しむべき傾向」がいちだんとふかまったこと、「人材次第に中央に集りて政争に耽り、一流以下の者府県会に立籠りて或者は利権漁りたる事」とする動きがめだつようになつたからかも知れない。

政党地図の変化

県会議員の選挙の結果は、各選挙区ともおしなべて棄権率が高かつたことを特徴としていたが、その結果は、選挙干渉などいくつかの問題の禍根を残しながらも与党の政友会にたいして野党の「善戦苦闘」という結果をもたらして終了した。横浜市を皮切りに大接戦を演じ、最高点当選の小川方成（民政党）二千九百十四票、長谷川良輔（政友会）二千八百四十二票、小林欽元（民政党）二千六百五十三票としのぎをけずつた当選者にたいし、落選の二人もまた、二千六百四十三、二千四百八十五票を獲得し、それこそ最後まで横一列に並んだ結果に終わった。足柄下郡の開票をしんがりに、「普通県会」の新しい党派別分野が確定した。その内訳をみると、政友派が十九人、民政派十八人、無産政党各派四人ということになる。このうち横浜市では、小岩井貞夫、高橋長治、杉山謙造、小泉由太郎、飯田助夫、佐久間権蔵、飯田兵太郎と民政党が七人の当選者をだし圧勝し、政友会は三木調三、山崎小三、野方次郎、高木儀兵衛の四人、無産政党系が社会民衆党の堀内長栄、市政研究会の石河京市、自治党の酒井庄平、地方無産党の金井次の四人という構成になつた（『横浜市史』第五巻下）。民政党と無産政党のいちじるしい進出が目につく。とくに、県下全域における無産政党系の四議席が横浜市に集中していたことは、「県会議員選挙各派別得票数」でみてもあきらかなように、横須賀市・川崎市、三浦郡、それに農民組合運動の拠点の一つである中郡を例外として無産政党系への票がでてゐることは都市部と郡部の落差をものがたつてゐよう。

また、この県会議員選挙では政友会が単独で形勢を左右する勢力配置をつくれなかつたことである。横浜市をはじめ都市部で民政党に遅れをとり劣勢を余儀なくされた政友会は、郡部の多くの選挙区でようやく態勢を整え、巻き返しをみせたとはいうものの、全体としては民政党とわずかに一議席の差をつけたにすぎなかつた（『横浜貿易新報』昭和三年六月十三日付）。

第1章 昭和恐慌前後の県政

第6表 県会議員選挙各派別得票数（13日午前1時調査）

郡市別	民政党	政友会	社会 民衆党	民衆 進党	日労党	旧労農	地方 無産	中立	合計
横浜市	21,175	13,308	5,824	—	1,023	1,506	5,438	6,684	54,958
川崎市	3,734	2,927	2,826	—	—	—	170	601	10,258
横須賀市	4,297	3,262	—	1,675	—	—	—	—	9,234
久良岐郡	922	783	—	—	—	—	—	—	1,705
橘樹郡	2,668	1,591	—	—	—	—	—	—	4,259
都筑郡	3,223	2,700	—	—	—	—	—	—	5,923
三浦郡	5,848	6,269	—	1,251	—	—	—	—	13,368
鎌倉郡	無投票	—	—	—	—	—	—	—	—
高座郡	7,959	8,931	—	—	—	—	—	—	16,890
中郡	7,946	9,069	307	—	—	284	—	—	17,606
足柄上郡	2,820	3,845	—	—	—	—	—	—	6,665
足柄下郡	5,567	7,970	—	—	—	—	—	—	13,537
愛甲郡	2,763	3,591	—	—	—	—	—	—	6,354
津久井郡	1,187	2,328	—	—	—	—	—	—	3,515
計	70,109	66,574	8,957	2,926	1,023	1,790	5,608	7,285	164,272
当選者	18	19	1	—	—	—	2	1	41

- 1) 地方無産党中には神奈川自治党, 新自由党, 立憲大衆党を含む
- 2) 中立中の色彩明かなるものは政党中に含む。従って郡部の中立は何れも之を政党中に加算す。尚横浜市政研究会は中立に含み、当選者数には鎌倉郡を含む
- 3) 『横浜貿易新報』昭和3年6月13日付から

このような選挙の結果をみて、『横浜貿易新報』（昭和三年六月十三日）の論説「府県会選挙の教訓」は、この選挙で政友会は不人気であり、しかも言論が盛んであったことは、「普選政治の特色」であり、「国民の政治思想は、着々政党本位更に国家本位に進みつつある事実」はこれを十分認めることができると主張していた。こうしたなかで、この論説は、今回の選挙で棄権が多かったこと、政党が厳正に国家本位の大局にたつて国民の進むべき理想を示すよう反省をうながしてもいた。事実、政治の舞台における普選の実施とは裏腹に、現実の国民生活は不況の波にもまれ、未曾有の危機に直面していた。

進出する批判勢力

恐慌が県民の生活の足元を脅かそうとする一九三〇（昭和五年）一月も押し迫った二十八日、普選によるはじめての横浜市会議員選挙が行われた。今回は、市民の生活に直接かかわりのある選挙であるせいも、ここでは無産政